

まつど

発行/松戸市 編集/介護保険課
〒271-8588 松戸市根本387の5
☎047-366-7370 FAX047-363-4008
URL <http://www.city.matsudo.chiba.jp/>



11月11日は介護の日

自宅でいつまでも元気に暮らそう!!

介護保険は、介護を必要とする状態になっても自立した生活が送れるよう、社会全体で支える制度です。年をとってもできるだけ自宅(住み慣れた地域)で暮らしたいという高齢者の方が多いことから在宅でのサービスを中心に介護保険サービスの内容や手続きなどについてお知らせします。

介護が必要になっても 住み慣れた家・地域で生活できる! 「看護・小規模多機能型サービス」



身近な地域で
なじみの職員が
対応

利用者Aさん
(91歳、独居)

「心配なら、24時間いつでも連絡すれば大丈夫!」同居でない一人娘にとって、これほど頼りになるものはありません。自宅での暮らしを強く望む母にとっても、最適な形態でした。どんな時も、母の性格に合った対応をしてくれうえ、家族の事情にも配慮してください。介護という重荷を一人で抱え込まず、経験と最新情報の豊富な専門家を味方にするのが一番、と感謝の日々です。

<利用者Aさんの家族>



施設に 通う

小規模多機能型サービスを
こんな風に利用しています

自宅までお迎え(週5日)

健康チェック



今日も元気な笑顔



食後の手伝い



体操

ヘルパーに家に 来てもらう

食事や家事
などの支援も



訪問での
服薬管理
(週2日、昼夕)

通

通い

来

訪問



施設に

泊まる

急なお泊まりに
対応



サービス内容

「通い」「訪問」「泊まり」を組み合わせ提供
※「看護小規模多機能型サービス」は医療的ケアも提供

費用の目安 毎月定額

①小規模多機能型	要支援1・2	35,901円～	72,552円
	要介護1～5	108,876円～	283,256円
②看護小規模多機能型	要介護1～5	130,197円～	328,537円

※①②共に利用者の負担は上記費用の1～3割(所得などに応じて異なります)。

※宿泊する場合などは利用者負担が別途必要になります。

☎ 介護保険課 ☎366-7370

1カ月当たりの
定額料金!
利用回数
が多くなっても安心

訪問看護が可能な
事業所もあります

在宅でも
365日・24時間
安心!

市内の在宅医療や
介護サービスの情報を
探すことができます。

事業所や
施設の検索は
こちらから!



介護事業者
情報検索
システム



検索システムの
利用方法は
こちら

松戸市 介護情報 検索

検索



24時間体制で必要な介護・看護サービスを受けられる

「定期巡回・随時対応サービス」

中度・重度の要介護の人でも、住み慣れた家と地域で暮らし続けられるように支援するサービスです。

サービス内容

- 定期巡回** = 1日複数回自宅に訪問し介護を行います
- 随時対応** = 利用者や家族から連絡を受け、訪問などの要請や相談に24時間対応します
- 随時訪問** = 随時対応サービスの判断に基づき、介護職員が自宅に伺います
- 訪問看護** = 医師の指示を受けて、看護職員が自宅に伺います

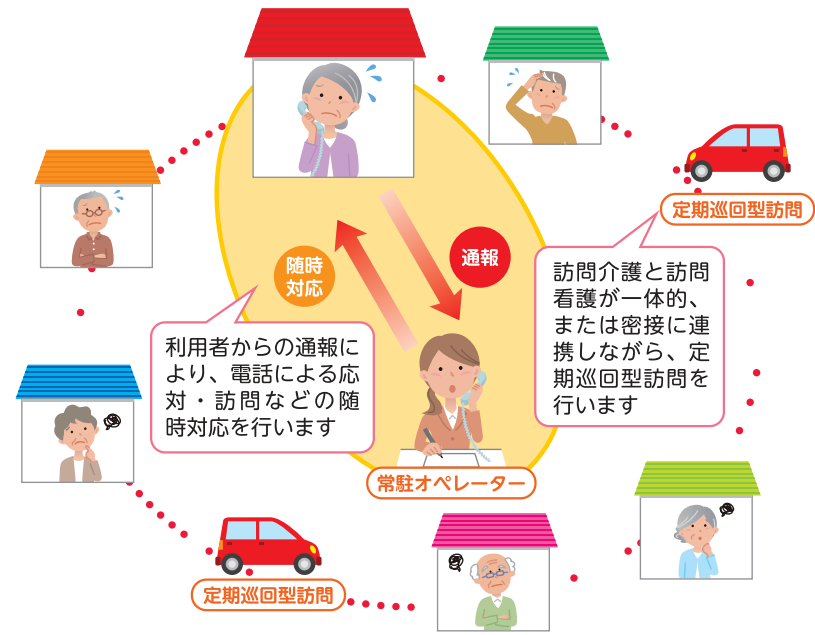


費用の目安

毎月定額 要介護1~5 88,456円~315,018円
※利用者の負担は上記費用の1~3割(所得などに応じて異なります)

☎ 介護保険課 ☎366-7370

定期巡回・随時対応サービスのイメージ図



定期巡回サービスには大変お世話になっています。24時間対応のため、朝・昼・夕と訪問してくれて、さらに何かあったら随時対応してもらえます。安心して自宅で生活が送れるので、家族もとても感謝しています。(利用者の夫)

ずっと元気でいるための

「短期集中予防サービス」

住み慣れた地域でいきいきと自分らしく暮らし続けるために、からだやこころの状態を維持・向上させるサービスです。専門職が一人一人に合った支援をします。



対象

介護保険の要介護認定で「要支援1」「要支援2」に認定された人または基本チェックリストにより事業対象者とされた人

利用のしかた

- ① 高齢者いきいき安心センターまたは担当ケアマネジャーへ相談
- ② 担当ケアマネジャーとともに基本チェックリストの結果をもとにコースを選定

コース	単一型コース (通所)	機能強化型コース (訪問・通所)	
コース対象者	基本チェックリスト該当項目が1つの人	基本チェックリストの1~20の設問のうち10項目以上に該当する人、または、複数項目に該当する人	
内容	基本チェックリストに該当した項目の改善を図るため下記の通所サービスを利用します ●運動機能向上 ●栄養改善 ●口腔機能向上 ●認知機能向上	心身や生活機能を確認するために、理学療法士または作業療法士が訪問し、必要な通所プログラムを検討 訪問結果をもとに下記の通所サービスを組み合わせ利用します ●運動機能向上 ●栄養改善 ●口腔機能向上 ●認知機能向上 プログラム終了後、再度訪問し効果を確認します	
料金	1回350円※	訪問:1回500円※	通所:1回450円※
時間	1回1~2時間程度	訪問:1回1時間程度	通所:1回2時間程度
期間	3~6カ月		

※各1割負担の場合

☎ 介護保険課 ☎366-7370

サービスの利用については各高齢者いきいき安心センター(2・3面下部参照)

短期集中予防サービス修了者に市長より卒業証書授与式を行いました!



平成30年1月卒業証書授与式の様子

足腰に不安があり、サービスを利用しました。足が丈夫になり、時間はかかるけれど駅まで歩けるようになりました。いつまでも杖を使わずカッコよく歩きたいです。(同サービス修了者)



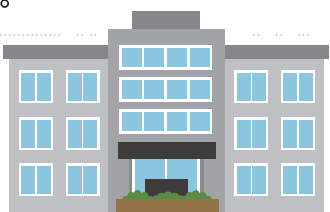
介護保険サービスを受けるまでの流れ

☎ 介護保険課 ☎366-7370

① 要介護・要支援認定申請

申請場所
介護保険課または各支所
※郵送の場合は介護保険課へ。

申請は、本人または家族が行う他、高齢者いきいき安心センター、居宅介護支援事業所、介護保険施設に代行してもらうこともできます。



② 認定調査

介護保険課などからの電話で調査の日程を決めます。認定調査員がご自宅等を訪問し、心身の状態などの聞き取り調査を行います。

③ 主治医意見書

申請後、なるべく早くかかりつけ医療機関に問診票を提出してください。担当医師が市の依頼により意見書を作成し、市に送付します。



高齢者いきいき安心センターのお問い合わせ

お住まいの地域により、担当の高齢者いきいき安心センターが決まっています。お近くのセンターにお問い合わせください。

明第1 ☎700-5881	明第2西 ☎382-5707	明第2東 ☎382-6294	本庁 ☎363-6823	矢切 ☎710-6025	東部 ☎330-8866	常盤平 ☎330-6150	常盤平団地 ☎382-6535
------------------	-------------------	-------------------	-----------------	-----------------	-----------------	------------------	--------------------

さまざまなサービス



要支援者・事業対象者等の自立した生活を支援する

「訪問型元気応援サービス」

市の研修を受けた高齢者などがサービスの実施者として訪問します。地域の情報交換やおしゃべりを楽しむこともできます。

対象

介護保険の要介護認定で「要支援1」「要支援2」に認定され生活支援（身体介護を除く）を必要とする人または基本チェックリストにより事業対象者とされた人

利用のしかた

- ① 高齢者いきいき安心センターまたは担当ケアマネジャーへ相談
- ② 担当ケアマネジャーが作成するケアプランに基づきサービスを利用

サービスの内容

コース	生活支援コース (介護保険制度の範囲内)	困りごとコース (生活支援コース以外の内容)
内容 (一部)	掃除、洗濯、買い物、薬の受け取りなど	草取りなどの家事支援、付き添い支援(困りごとコースの家事支援とセット利用)
料金	30分まで100円 以降30分ごとに+100円 (最長2時間まで) ※1割負担の場合。	1時間500円～1,000円程度 ※実施団体により異なります (最長原則1回2時間まで)

問 介護保険課 ☎366-7370
サービスの利用については各高齢者いきいき安心センター(2・3面下部参照)

訪問型元気応援サービスの担い手になりませんか

介護予防にも役立っ!

家事の手伝い・話し相手など最大2時間程度の時間を活用して高齢者の自立を支援しませんか。

方法 市の基本研修を受講後、サービス実施団体に所属し、実務研修を受講します。
※次回の市の基本研修は平成31年1月末に開催予定です。広報まつどでお知らせします。

問 介護保険課 ☎366-7370

「高齢者も担い手として活躍しています」

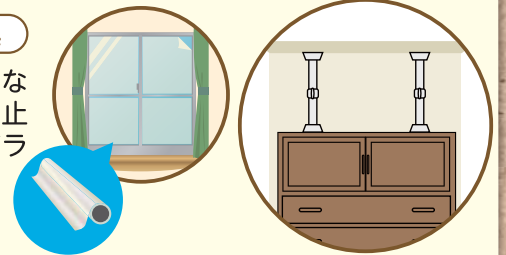
利用者の生活を目の当たりにして、生きる勇気と元気をいただいています。毎週の支援日が待ち遠しいです。



地震から高齢者や障がい者の安全を守る家具転倒防止器具等取付費を助成します

対象となる転倒防止器具

家具(たんす・食器棚など)の転倒または落下を防止するために有効な器具、ガラス飛散防止フィルム



対象

- 市内在住で市に住民登録をしている、以下の①～③の人のみで構成される市民税非課税世帯の世帯主
- ① 65歳以上(障がい者含む)
 - ② 65歳未満で要介護または要支援の認定を受けている
 - ③ 65歳未満で身体障害者手帳(1・2級)、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳(1級)のいずれかを持つ

助成額

- 購入・取り付け費用1万円を上限に
- ①②の世帯9割、③のみの世帯全額
 - 申 世帯主から市へ事前相談後、申し込み
 - ※①②の世帯は介護保険課給付班 ☎366-7067
 - ③のみの世帯は障害福祉課 ☎366-7348

松戸市緊急時通報システムの装置を貸し出します

対象 以下の①～④の全てに該当する人

- ① 市内在住で、市に住民登録がある
- ② 65歳以上のひとり暮らし
- ③ 市民税が非課税
- ④ 一般の固定電話回線を持っている(スマートフォンや携帯電話等のみの場合は不可)



内容

- 急病時に「緊急」ボタンを押すと委託先の受信センターに通報が入り、24時間体制でガードマンが駆け付け、状況を確認し、必要な場合に救急車などの手配を行う
- 健康上の相談等の助言が受けられる
- 安否センサーを設置することで、迅速な安否確認ができる

費用 設置費用は無料。固定電話の電話料金は自己負担

申 地域の民生委員・児童委員を通じて申し込み

問 介護保険課給付班 ☎366-7067

④ 認定審査

訪問調査の結果と主治医意見書により、コンピューターによる一次判定を行った後、医療・保健・福祉の専門家による審査会で介護度の判定を行います。



⑤ 結果の通知

⑥ ケアプラン作成・サービスの利用

郵送で結果が届いたら下記へ連絡し、ケアマネジャーを決めます。

要介護1～5	居宅介護支援事業所(看護) 小規模多機能型事業所(小規模多機能型サービスを希望する人) 介護保険施設(施設入所を希望する人)
要支援1・2	各高齢者いきいき安心センター(2・3面下部参照)
非該当	各高齢者いきいき安心センターで基本チェックリストを行い利用できるサービスもあります

ケアマネジャーなどと相談し、作成したケアプラン*に基づいて介護のサービスを利用していきます。

*ケアプランとは、利用者の心身の状態や家庭の状況などを総合的に評価し、「どんなサービス」「いつ」「どれだけ利用するか」を決めた計画書のことです。

開所日時 月曜～金曜 8時30分～17時(祝日・年末年始を除く)

五香松飛台

☎385-3957

六実六高台

☎383-0100

小金

☎374-5221

小金原

☎383-3111

新松戸

☎346-2500

馬橋西

☎711-9430

馬橋

☎374-5533



介護サービスを支える人になりませんか

☎ 介護保険課総務企画班 ☎366-7370

市では**4K(新3K「感動、健康、工夫」+「感謝」)**を目指しています!!

★ 輝く笑顔がキラリ! ★

松戸市介護写真展

介護業界にマイナスイメージをもっていますか。
介護の現場はこんなにも笑顔で溢れています。



入社して28年がたちましたが、日々新たな気持ちで「笑顔」と「感謝」を忘れず取り組んでいます。
しょうじゆえん
(松寿園アネックス職員)



入所者の皆さんの笑顔のため、そして自分の家族のため、何より自分自身のため、これからも介護職を続けていこうと思います。
(ひまわりの丘職員)



入所者の皆さんの笑顔や温かさに支えられ、日々仕事に励むことができます。私も元気や活力を与えられる存在になりたいと思います。
ようこうえん
(陽光苑職員)

上記の写真も含めた次回の介護写真展は、平成31年1月21日から25日まで市役所1階連絡通路で行います。

介護写真展の動画公開中



市ホームページ

介護の仕事が

探せる! 見つかる! 相談できる!

合同就職相談会 [介護のしごと inまつど]



平成30年8月に開催した合同就職相談会の様子

介護事業所などの採用担当者による面談や相談ができます。市内8つの介護保険サービス連絡協議会と市が連携し、年2回開催しています。次回は平成31年2月2日(土)の開催を予定しています。広報まつどなどでお知らせします。

来場者の声

- ・気軽に来場できてよかった。
- ・一度に複数の介護事業所の情報収集ができてよかった。
- ・具体的な話が聞けて参考になる。



合同就職相談会は、自分の希望に合った多くの事業所の話が聞ける、とても良い機会です。皆さまのご来場を心よりお待ちしております。

合同就職相談会実行委員長・下森宙さん
みなみはなえん
(第二南花園施設長)

働きながら資格が取れる!

資格取得費用は事業所が負担!

介護の資格を取りながら正社員を目指しませんか

資格を取得し、正社員に!



勉強をしながら施設で入居者の方と関わることができ、自分なりに考えることが増えました。日々、介護に関して分からないことは上司や先輩に聞き、学校と職場の両方で並行して学ぶことができました。これからも介護の仕事を頑張っていきたいと思います。

(グループホームあじさい職員)

応募資格 以下の両方に該当する人

- 現在、介護事業所で働いていない
- 介護職員初任者研修と同等以上の資格を持っていない

申し込みの流れ

- ①市ホームページに掲載されている事業所に電話で「人材育成事業の件」と伝える
- ②各事業所が面接などの選考を実施
- ③採用が決定した人は、事業所と有期雇用契約(約7カ月)を締結
- ④有期雇用契約中に事業所で勤務しながら、介護職員初任者研修を受講し、資格を取得(費用は事業所が負担)
※研修受講中も勤務と同等の給料をもらえます。
- ⑤有期雇用契約終了後、同じ事業所に正社員として就職

事業所一覧はこちら



市ホームページ

介護の基礎知識や技術を学ぶ はじめての介護講座



平成30年8月に開催した講座の様子

- こんな人にオススメです
- もしものために、介護の知識を持ちたい!
- 家族の介護のコツを知りたい!

会場 聖徳大学 講師 同大学教員 対象 市内在住 費用 無料
次回は平成31年2月に開講予定です。広報まつどなどでお知らせします。

☎ 介護保険課総務企画班 ☎366-7370